

令和5年度香南市不妊治療費助成事業のご案内

不妊治療を受けやすくし、不妊の悩みに対する支援の一つとして、不妊治療にかかる費用の一部を助成します。

【対象となる方（次の要件をすべて満たす方）】

- ①医療機関において医師より不妊症と診断された方
- ②法律上の婚姻をされている夫婦、事実婚関係にある夫婦
- ③夫婦の両方またはいずれか一方が香南市に住民票があること
- ④夫婦が市税等の滞納がないこと
- ⑤他の自治体において、同一の助成を受けていないこと

一般不妊治療

【対象となる治療】人工授精

【助成内容】助成額：1年度（4月～翌年3月）上限5万円

治療回数：制限なし

助成期間：初回申請年度とその翌年度の2年間

特定不妊治療

【対象となる治療】体外受精及び顕微授精

【助成内容】

治療開始日の年齢	治療内容	保険適用	特定不妊治療	
			助成の回数	助成上限額
40歳未満	C及びF	あり	6回	10万円
	A・B・D・E	あり	6回	5万円
40歳以上 43歳未満	C及びF	あり・なし	6回	10万円
	A・B・D・E	あり なし	3回 3回	5万円 10万円
43歳以上	A・B・C・D E・F	なし	6回	10万円

A：新鮮胚移植を実施

B：採卵から凍結胚移植に至る一連の治療を実施

C：以前に凍結した胚による胚移植を実施

D：体調不良等により移植のめどが立たず治療終了

E：授精できず、又は胚の分割停止、変性、他精子授精等の異常授精等による中止

F：採卵したが卵が得られない、又は状態のよい卵が得られないため中止

備考

- ・他の市町村より同様の助成を受けている場合又は過去に香南市不妊治療費助成事業実施要綱に基づき助成を受けている場合、当該助成の回数及び額を含めるものとします。
- ・高知県特定不妊治療支援事業（「県事業」）の助成対象者の方は、治療に要した費用から、県より助成を受けた額を控除した額を上限とします。
- ・「高知県特定不妊治療支援事業」【問い合わせ先】中央東福祉保健所（0887-53-3172）

【申請に必要なもの】

必要書類	一般不妊治療	特定不妊治療	
		県事業対象	県事業対象外
① 香南市一般（特定）不妊治療費助成事業申請書兼請求書	○	○	○
② 香南市一般（特定）不妊治療費助成事業医療機関受診等証明書	○	*1	○
③ 不妊治療に要した費用の領収書および明細書の写し	○	○	○
④ 市税等についての滞納のない証明書（夫婦2人分）	○	○	○
⑤ 高額療養費に係る自己負担限度額が確認できる書類	×	×	○
⑥ 「高知県特定不妊治療支援事業承認決定通知書」の写し	×	○	×
⑦ 事実婚関係に関する申立書（事実婚の方のみ）	○	×	○
申請期限	[治療が終了した日または県事業決定通知日が 令和5年4月1日～令和6年2月29日] <u>令和6年3月29日（金）</u> [治療が終了した日または県事業決定通知日が 令和6年3月1日～令和6年3月31日] <u>令和6年4月30日（火）</u>		

備考

- ・①②は、香南市ホームページからダウンロードできます。①は裏面もあります。
- ・⑦は省略できる場合もあります。お問合せください。
- ・*1 県事業の申請時に添付する「高知県特定不妊治療支援事業医療機関受診等証明書」の写しをこの証明書に代えることができます。

【お問合せ・提出先】

香南市役所 2階 健康対策課
 電話：0887-50-3011

～高知県不妊専門相談センター「ここから相談室」（高知医療センター内）～

不妊に関する相談や不妊による身体や心の悩みなどについて、専門相談員が相談に対応します。
 高知県が設置した相談室ですので、相談は無料です。

【相談専用電話（予約兼用）】 088-837-3704

～高知県不育症検査費用助成事業～

高知県では、研究段階にある不育症検査のうち、保険適用を見据え先進医療として実施される検査を対象に、不育症検査に要する費用の一部を助成します。

【申請窓口】中央東福祉保健所 0887-53-3172

〒782-0016 香美市土佐山田町山田 1128-1